

熊本家庭裁判所委員会（第14回）議事概要

第1 開催日時等

1 日 時 平成21年10月30日（金）午後1時30分～午後4時00分

2 場 所 熊本家庭裁判所第1会議室

3 出席者

（委員） 相沢明憲，浅井美栄子，伊東謙一郎，稲田稔丈，上原裕之，上村宏洸，鶴野沢亮，末永英男，田中真由美，古荘文子（五十音順）

（事務局等） 事務局長，首席家庭裁判所調査官，首席書記官，次席家裁調査官，総務課長

4 意見交換テーマ

成年後見制度について

第2 議事概要

【発言者の略記 = ◎：委員長，○：委員，◇：事務局等】

1 開 会

2 熊本家庭裁判所長のあいさつ

3 新任委員あいさつ

4 改正少年法における，前回の家庭裁判所委員会後の審判傍聴及び審判状況の説明の運用状況について

◇首席書記官から説明

5 成年後見制度に関する手続案内用DVD視聴

6 成年後見制度の概要について

◇首席書記官から説明

(1) 成年後見制度とは

認知症，知的障害，精神障害など判断能力（事理弁識能力）の不十分な方々を保護するため，一定の場合に本人の行為能力を制限するとともに，本人のた

めに法律行為を行い，又は本人による法律行為を助ける者を選任する制度である。

例えば，これらの方々が，不動産や預貯金などの財産を管理したり，身のまわりの世話のために介護などのサービスや施設への入所に関する契約を結んだり，遺産分割の協議をしたりする必要があるがあっても，自分でこれらを行うのが難しい場合や，また，自分に不利益な契約であってもよく判断できずに契約を結んでしまうなどの被害に遭うおそれもある。このような判断能力の不十分な方々を保護し，支援するのが成年後見制度である。

(2) 成年後見制度発足の経緯

新制度が導入される以前の旧民法では，禁治産，準禁治制度が設けられていたが，ア 旧制度が作られたのは明治時代であり，本人の保護・家財産の保護は強調されても本人の自己決定権の尊重や身上配慮など，本人の基本的な人権は必ずしも重視されていなかった。イ 禁治産という用語は，「(家の) 財産を治めることを禁ず」という意味を持ち，家制度が廃止された現行の民法に合致しない。また，国家権力により私有財産の処分を禁じられ，無能力者とされること，また，禁治産宣告を受けると，本人は選挙権を喪失し，それが戸籍簿に記載されることから，人格的な否定など差別的な印象を与えがちとなり，あまり利用されない実情にあった，ウ 鑑定を引き受ける医師が少なく，手続にコストと時間を要した，エ 法律上当然に配偶者が後見人，保佐人となる旨の規定があり，実情に即した弾力的な運用が困難であった，といったような問題状況が見られていた。

一方，高齢化の進展に伴い，介護の問題が深刻化する中，高齢者介護の社会化を目指した介護保険法が平成9年に制定された。従来の高齢者介護に関する制度（特別養護老人ホーム・在宅介護サービス）では，サービスを受ける者の判断能力はあまり問題とされなかったが，新介護保険制度は法制上の「措置」ではなく，受益者の意思決定を尊重できる契約制度へと移行され，高齢者の介護サービスについては，利用者とサービス提供事業者との間の契約によるもの

とされることになった。このため、判断能力が不十分な人に対して、契約という法律行為を適切に支援する方策の策定が急務となり、従来の禁治産・準禁治産制度は、前記のようにさまざまな問題があったことから、政府は、介護保険法の制定準備と並行して平成11年の第145回通常国会に成年後見関連法案を提出し、同年12月の第146回通常国会において成立し、その後政省令の制定を経て、平成12年4月1日、介護保険法と同時に施行されることになった。

(3) 成年後見制度の骨子

成年後見制度は、大きく分けると、家庭裁判所の審判による法定後見制度と、本人が委任契約を結んで行う任意後見制度の二つがある。

ア 法定後見制度

このうち法定後見制度は、本人の判断能力の程度に応じて、後見、保佐、補助の3類型に分かれている。

法定後見制度においては、家庭裁判所から選任された成年後見人等（成年後見人、保佐人、補助人）が、本人の利益を考えながら、本人を代理して契約などの法律行為をしたり、本人が自分で法律行為をする際に同意を与えたり、本人が同意を得ないでした不利益な法律行為を後から取り消したりすることによって、本人を保護、支援する。

イ 任意後見制度

本人が十分な判断能力があるうちに、将来、判断能力が不十分な状態になった場合に備えて、あらかじめ自らが選んだ代理人（任意後見人）に、自分の生活、療養看護や財産管理に関する事務について代理権を与える契約（任意後見契約）を公証人の作成する公正証書で結んでおくものである。そうすることで、本人の判断能力が低下した後に、任意後見人が、任意後見契約で決めた事務について、家庭裁判所が選任する「任意後見監督人」の監督のもと本人を代理して契約などをすることによって、本人の意思にしたがった適切な保護、支援をすることが可能となる。

(4) 成年後見人等の役割

ア 職務等

成年後見人等は，本人の生活，医療，介護，福祉など，本人の身の回りの事柄にも目を配りながら本人を保護，支援するが，成年後見人等の職務は，本人の財産管理や契約などの法律行為に関するものに限られており，食事の世話や実際の介護などはその職務ではない。

また，成年後見人等は，その事務について家庭裁判所に報告するなどして，家庭裁判所の監督を受けることになる。

イ 選任

成年後見人等には，家庭裁判所が最も適任だと思われる者を選任する。そのため，本人が必要とする支援の内容等によっては，申立ての際に挙げられた候補者以外の第三者（弁護士，司法書士，社会福祉士，税理士などの専門職）が選任されたり，また，身上監護を家族後見人，財産管理を第三者後見人が担うなど様々な事情により複数の後見人が選任されることもある。

ちなみに，全国において，平成20年1月から12月までに選任された後見人については，被後見人の親族が約68.5パーセント（前年は，約73.9パーセント），親族以外の第三者が約31.5パーセント（前年は約26.1パーセント）であり，そのうち第三者後見人の内訳は，弁護士が約9.1パーセント，司法書士が約11.4パーセント，社会福祉士が約6.6パーセント，法人が後見人に選任される法人後見人は約2パーセントとなっている。

(5) 課題

ア 後見人の養成

いわゆる士業と呼ばれる専門職従事者による第三者後見人を，特に「専門職後見人」と呼ぶことがある。団体として後見人活動に取り組んでいる例としては，社団法人成年後見センター・リーガルサポート（司法書士），日本社会福祉士会の成年後見センター・ぱあとなあ等がある。

弁護士，司法書士，社会福祉士の3士業については，後見人に関連する業務を行ってきた実績や能力，その取組みにより評価されており，第三者後見人，職業後見人の選任数も多い。

第三者後見人を選任する場合，熊本家裁では，上記の団体等に対し後見人候補者の推薦を依頼し，裁判所において推薦を受けた者が適任であるかを判断した上で，後見人として選任している。

しかし，こうした職業後見人及びその候補者の数は，現在ではまだ必要とされる数に比して少ないといわれているのが現状である。

こうした現状に対し，一部の都道府県等では，市民後見人の養成講座が開催され，一般市民が第三者後見人の担い手になる動きが広がっている。

イ 後見人の資質向上

このように，後見人の担い手は広がりつつあるが，一方で，家族が後見人となり財産管理をするかたわらで本人の財産を侵奪したり，悪徳リフォーム業者が認知症高齢者の任意後見人になり高額の契約を結んだりする等の事例が見られるなど，新聞紙上等において，後見人による金銭の着服が発覚し刑事事件となるケースも目にするとところである。

後見人を監督していく立場の家庭裁判所としては，後見人を選任する際に，後見人の役割や具体的な仕事の内容を説明し，適正に後見人の職務を行うよう説明しているところであるが，後見人の不正行為を未然に防止するための取組みがますます重要となっている。

7 当庁における成年後見事件の現状と取組状況について

◇ 次席家裁調査官から次のとおり説明

- (1) 後見等開始事件の増加に比べて，後見等監督事件が急激に増加し，今後もその傾向が続くことが見込まれる中，当庁においては参与員の活用により事務の効率化と外部人材の活用を実施してきたが，更に事件処理の大胆な発想の転換を必要とされたため，平成21年9月から後見監督の在り方を見直した。
- (2) また，不正行為あるいは不適切な後見事務が増加し，その対応の困難さから

被後見人本人の財産を保護することへの危惧を持った。そこで、適正な後見事務を確保するために、受付段階から、後見人等候補者を指導するため、DVDの視聴や3点セット（「成年後見等申立て関係書式集」、「成年後見申立の手引き」及び「成年後見人となられる方へ（成年後見人の仕事）」）を準備する等して説明を充実させ、即日事情聴取時の後見人等候補者確認書による不正行為防止の取組をしてきた。

(3) それでも親族後見人または候補者の適格性に問題があったり、実際に不正行為を行う親族後見人が後を絶たず、当初から第三者（特に専門職）を後見人に選任することが多くなった。

(4) 不正行為に対しては、迅速かつ厳格に対処しており、まず、被後見人の財産の保全を図るために、後見人の職務執行停止をして職務代行者を選任し、次いで職務代行者により後見事務を精査し、後見人の解任や辞任を求め、第三者（専門職）後見人を選任している。その上で、後見人に対する民事事件の提訴や刑事告発を行っている。

(5) 第三者後見人の需要は増加しているものの、供給源は不足している。特に、支部においては供給に限界がある。新たな供給源を捜さなければならない状況にある。

8 成年後見人の職務と責任についての説明用スライド視聴

9 成年後見制度について

◎ 申立人の意向や裁判所の方針で、後見監督人を選任する場合や、第三者を後見人に選任することがある。後見監督人には、裁判所に代わって監督を行ってもらい、サポートしてもらおうようにしており、一年に1回は報告書の提出を求めている

○ 申立代理人である弁護士を、後見人候補者としていても同人が後見人として選任されないことがある。申立代理人とは信頼関係を形成されており、同人を後見人に選任してもらおう方が連絡を取りやすく意思の疎通が図りやすいという意見がある。

- ◎ 申立人と被後見人の利益が相反する可能性がある場合には、申立人や申立代理人を後見人に選任しないことはあるが、申立人や申立代理人を後見人にしないという原則があるわけではない。個々の事案ごとの判断である。
- 後見人の不正を防止するため、後見人を選任する際に、その役割や具体的な仕事の内容を説明し、適正に後見人の職務を行うよう、十分に説明していないのか。
- ◎ これまでにも、後見人候補者に対しその職務の内容について説明を行ってきたが、現在では、後見人候補者に対して、この説明に加えて、後見人等候補者確認書への署名押印と、同確認書の提出を求める取扱いにしており、後日説明を受けていないと言われることがないようにしている。その確認書には、被後見人本人の資産及び収支予定の確認、後見人としての一般的遵守事項の確認、当該事件における個別の遵守事項の確認等が記載されている。
- 弁護士が後見人となる場合、1年単位で報酬を請求してよいのか。
- ◎ 後見人は、報酬を、事件終局まで請求できないという規定はなく、請求していただいてよい。なお、報酬は、単に後見人が管理している金額によって支給額を定めるのではなく、被後見人の財産状況による制約はあるにしても、後見人が行った作業に応じて支給額を決定するのが相当であると考えている。
- ◎ 裁判所としても、成年後見制度のPRに努めたいと考えている。現在、市民後見人の養成講座にも、職員を派遣するなどしている。

10 次回のテーマ

- (1) 今回、家事事件に関するテーマを取り上げたことから、次回は、少年事件に関するテーマで、「熊本における少年事件の特徴」について取り上げてみてはどうか。
- (2) 「熊本における少年事件の特徴」をテーマとすることで、委員全員の了承が得られた。

11 次回期日

平成22年5月28日（金）午後1時30分

12 閉 会